

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

23 自然保護、環境共生

現状

- 町内には東西に広がる森林や河川などの豊かな自然があるなかで、一時剣淵川に汚濁が見られましたが、下水道事業の進捗によって、汚濁は解消されてきています。
- 鳥獣による農林業への被害が広がっており、猟友会による捕獲を行っています。
- 町内では特に問題となる公害は発生していませんが、秋になると農業関係者の残さの焼却により大量の煙が発生し、交通障害や環境に悪影響を及ぼし問題となっています。
- 不法投棄は年々増加傾向にあります。その多くは不法投棄者が特定できず、巡回で発見した不法投棄の電化製品等の処理については町費で処理しています。
- 地球温暖化による環境問題への関心が高まるなか、広報紙を通じ北海道の環境宣言等の記事を掲載し啓発を行っています。
- 役場内における温暖化防止に向けた取り組みを進めるため、地球温暖化対策実行計画の策定に着手しました。

指標

指標名	説明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備考
自然環境の保全に対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	85.0%	87.5%	90.0%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
環境問題に関する取り組みの満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	79.9%	82.5%	85.0%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
騒音、振動、悪臭などの公害防止に対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	76.5%	79.0%	81.5%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
低公害車の導入	剣淵町公用車の低公害車の導入数	10台	13台	17台	平成21年度の数値は、低排出ガス車適用車の数、地方公共団体における自動車・低公害車購入台数等調査により把握

基本的な考え方 自然環境の保全や環境負荷の軽減につながる取り組みを進めます。

取り組み内容

課題	施策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 町有林の巡回などは士別地区森林組合、町有林監視員で行っていますが監視体制など十分とはいえない状況です。 	1 自然環境の保全を図りながら、鳥獣対策に努めます	① 自然保護監視員、鳥獣保護員による巡視活動の強化 ② 自然環境監視員(仮称)などの配置 ③ 鳥獣保護区の設定
<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業関係の焼却については、法で認められている部分もあり、強制力をもった対応が困難な状況にあります。 	2 各分野からの環境保全と地域的な監視・指導体制を強化します	① 関係機関との連携による指導体制の強化 ② 不法投棄等の監視体制の強化 ③ 農業残さの焼却廃止対策の推進 ④ 畜産分野の環境保全対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ■ 二酸化炭素の削減に心がけ、環境への負荷の軽減に心がけるよう消費行動を改善していくことが必要です。 	3 環境負荷の軽減につながる身近な取り組みを進めます	① 公共施設におけるグリーン購入(製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること)の推進 ② 環境負荷の軽減に向けた取り組み(太陽光など環境にやさしいエネルギー、環境対応車の普及など) ③ 住民のエコ活動の促進

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

24 排水処理、し尿処理

現状

- 公共下水道事業と農業集落排水事業による下水道整備により、生活排水の適正な処理を進めています。
- 公共下水道区域内の水洗化率は96%に達し、ほぼ完了しており、浄化槽を含めた汚水処理(水洗化)人口普及率は76%で、徐々に向上しています。
- 下水道認可区域外では合併処理浄化槽の設置を進めており、浄化槽のない家庭のし尿処理は士別市の処理施設で処理しています。
- 下水汚泥については堆肥化し、下水汚泥堆肥販売会を通じて販売するなど、リサイクルに努めています。

基本的な考え方 生活污水対策を積極的に講じるとともに、各施設の点検整備等の維持管理を適切に実施し、公共水域の水質保全、整備を進めます。

取り組み内容

課 題	施 策	施策を進める事業
■ 下水処理場(剣淵浄化センター)の老朽化が進んでおり、更新の検討が必要です。	1 施設の計画的な更新により、下水道事業を進めます	① 水洗化の普及、促進 ② 下水処理場(剣淵浄化センター)設備の計画的な更新 ③ 効率的な維持管理の推進
■ 合併浄化槽の設置者は減っていますが、河川等の水質及び普及率の向上のためにも、引き続き設置の支援が必要です。	2 合併処理浄化槽の設置を促進します	① 下水道認可区域外での合併処理浄化槽の設置促進(補助の継続、補助のPRなど)
■ 下水汚泥堆肥の有効活用を引き続き行っていくことが必要です。	3 汚泥堆肥の有効活用を推進します	① 下水汚泥堆肥の利用促進

指標

指 標 名	説 明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備 考
下水道(排水処理)の整備に対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	82.6%	85.0%	87.5%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
下水道(公共下水道、農業集落排水施設)の普及率	下水道を使える人のうち、実際に何人の人が下水道を使用しているかの割合	96.2%	96.7%	97.6%	
合併処理浄化槽の普及率	下水道認可区域外において合併処理浄化槽を使用している割合	43.3%	61.6%	80.2%	
汚水処理人口の普及率	総人口のうち水洗化、生活排水処理をしている割合	73.6%	82.5%	91.2%	

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

25 ごみ処理、リサイクル

現状

- 生ごみ収集については、現在週1回収し、広域生ごみ処理場で処分しています。
- 缶、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、白色トレーのリサイクルを行っています。
- ごみ収集カレンダーを毎年度全戸に配布し、収集日程やごみの出し方について周知しており、分別収集については、おおむね徹底されるようになってきています。
- 産業廃棄物は、事業者が自ら処理することが義務づけられており、建設系の廃棄物は事業者の負担で処理をしています。
- 農業用廃プラスチックについては、春・秋2回収し、処理料を剣淵町、北ひびき農業協同組合、農家それぞれ1/3負担で実施しています。

基本的な考え方 ごみの減量化、再利用、再資源化を進め、資源の循環と環境保全を推進します。

取り組み内容

課 題	施 策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 広域生ごみ処理場の機械の損傷が進み、施設維持にかかる経費(運営負担金)が増加傾向にあります。 ■ 夏季間の生ごみ収集については、衛生上の問題もあり、収集回数の増加が求められています。 ■ 排出したごみのカラス被害対策が必要です。 	<p>1 収集・処理体制の機能向上に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃止焼却施設の解体の検討 ② スtockヤード(冬期間の粗大ごみ用)の増設 ③ 夏季間の生ごみ収集回数増の検討 ④ カラスが好まない指定袋の導入検討
<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの減量、資源化の大切さを伝え、ごみの減量やリサイクルを推進していくことが必要です。 ■ コンポスター*購入者に対する助成の再検討が必要です。 	<p>2 ごみの減量、資源化に向けた取り組みを促進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみの減量、資源化の大切さを普及する意識啓発 ② 3R(リデュース(減量)、リユース(再利用)、リサイクル(再利用))の推進 ③ コンポスター購入助成の検討
<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業用廃プラスチック等の回収が集中することがあり、受け入れ体制の改善に向けた検討が必要です。 	<p>3 産業廃棄物の適正処理を促進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業用ビニール類、廃プラスチックなどの適正処理



ごみ処分場

* コンポスター：家庭から排出される生ごみなどの有機物を分解し堆肥をつくる家電製品(生ごみ処理機)または容器です。

指標

指 標 名	説 明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備 考
ごみの収集、リサイクルに対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	77.9%	80.0%	82.5%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
ごみの減量化	一般廃棄物処理量	478 t	440 t	404 t	

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

26 公園、憩いの場

現状

- 町内には、地域住民の協力により管理を委託している南剣淵公園と丸山公園があるほか、元町公園、児童公園、ふれあい広場等があります。
- 桜岡公園には、桜岡湖をはじめパークゴルフ場、オートキャンプ場などの付帯設備があり、住民をはじめ町外からも多くの人を訪れる憩いの場となっています。

基本的な考え方 公園、憩いの場の維持管理に努め、安全に利用できる環境づくりを進めます。

取り組み内容

課題	施策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者が少ない公園については、見直しも含め今後の管理のあり方を検討することが必要です。 ■ 遊具の老朽化が進んでいる公園があり、更新が課題となっています。 ■ 地域によっては人口減少や高齢化にともない公園の管理が難しくなるため、維持管理体制の見直しが必要です。 	<p>1 公園の管理のあり方について考え、適切な維持管理に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 全町的な視点での公園の再配置の検討 ② 公園の維持管理体制の見直しについての検討 ③ 遊具の更新、危険箇所の解消

指標

指標名	説明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備考
公園や緑地の整備に対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	77.8%	80.0%	82.5%	「満足」「やや満足」「普通」の合計



ふれあい広場

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

27 墓地、火葬場

現状

- 町内には1つの火葬場と、中央墓地をはじめ6つの墓地があります。
- 町外の火葬場を使用した場合は、使用料の一部(差額相当)の補助を実施しています。

基本的な考え方 墓地、火葬場のより良い環境づくりに努めます。

取り組み内容

課 題	施 策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 墓地使用の新規申し込みが少なく、返還される墓地もあるため、墓地の拡張については再検討が必要です。 ■ 墓地使用料については、近隣墓地との均衡を勘案し、見直しの有無を検討することが必要です。 	<p>1 墓地や火葬場の維持管理に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 火葬場の施設、設備の維持管理 ② 周辺を含む、墓地環境の整備 ③ 墓地使用料の見直し



火葬場

28 防災

現状

- 本町では大規模な災害は発生していませんが、降水時には、冠水や土砂崩れなどが見られません。
- 地域防災計画を見直し、備蓄用災害対策物品、食料などの更新、防災行政無線の更新、民間企業との連携(災害時の飲料水提供)などを進めています。

基本的な考え方

災害監視体制の強化、防災組織の再編、防災行政無線の更新など災害発生時における対応力を強化します。
また、自主防災組織の育成と防災訓練を実施し、住民同士の助け合いの意識と活動力を高めます。

取り組み内容

課題	施策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模な災害発生が少なく、防災に対する意識が薄れてきています。 	<p>1 日頃から、災害に備える意識づくりを進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 日頃からの防災に対する意識の徹底 ② 避難場所など災害発生時に必要な情報の周知(定期的な広報など)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災行政無線のデジタル化に対応した更新が必要です。 ■ 防災の面からも、農村の環境保全が必要です。 	<p>2 町全体の防災体制を強化します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関の連携による監視体制の強化 ② 防災行政無線設備のデジタル化に対応した更新 ③ 災害対策用物品、食料などの備蓄 ④ 災害防止のための農地保全(集落共同活動による農村保全)の継続
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自主防災組織が設置されていません。 	<p>3 地域ごとの防災体制を強化します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 自治会や事業所などの単位による自主防災組織の育成 ② 住民参加による防災訓練の実施 ③ 災害ボランティアの育成 ④ 災害時要援護者の把握
<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民保護計画については、北海道の計画の見直しにともなう内容の見直しが必要です。 	<p>4 緊急対応事態に対応できる国民保護体制の強化に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 国民保護体制の強化



少年消防クラブ

指標

指標名	説明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備考
自然災害などに対する防災体制満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	80.1%	82.5%	85.0%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
自主防災組織の結成率	全世帯数に対し、自主防災組織を結成した自治会の世帯数の割合	0%	35.0%	70.0%	

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

29 消防、救急

現状

- 本町は、近隣1市2町で組織する土別地方消防事務組合に属し、消防・救急活動を進めています。
- 町内には剣淵支署を設置し、常備消防体制を確保しているほか、救急業務については土別消防署と連携を取りながら対応しています。
- 地域の消防体制としては、2分団体制のもと、消防団を結成しています。
- 年間の火災は増えていませんが、救助件数が増加しています。

基本的な考え方 消防活動(救急、火災、救助)の広域的な連携により消防体制を充実、強化するとともに、救急講習、消防訓練等を通じ防火意識の向上を図ります。

取り組み内容

課 題	施 策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 近年、防火に対する意識が薄れてきています。 	<p>1 防火に対する意識を高めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 消火訓練の実施 ② 広報紙などを通じた意識啓発の推進
<ul style="list-style-type: none"> ■ 広域連携による消防活動が必要です。 ■ 老朽化している消防設備の更新が必要です。 ■ 消防無線のデジタル化が必要です。 	<p>2 消防・救急体制の強化に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 広域的な連携による消防活動(救急、火災、救助)の充実、強化 ② 常備消防に関する施設、設備の改修(消防無線のデジタル化、サイレン及びサイレン塔改修、消火栓改修、防火水槽の設置、消防庁舎の改修、車両の更新) ③ 救命講習の実施
<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢化や住民の就業形態の変化などにより、団員の確保が困難になりつつあります。 	<p>3 地域で守る消防体制づくりを進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防団員の確保(機能別団員の検討) ② 常備消防との連携による消防団の実践的な活動の強化 ③ 自治会などの消防協力体制の強化 ④ 火災予防の普及推進

指標

指 標 名	説 明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備 考
消防・救急体制に対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	68.1%	70.0%	72.5%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
デジタル無線整備の実施率	デジタル無線整備計画に対する整備割合	0%	50%	100%	
消防水利数	防火水槽の設置数	24基	25基	26基	
救急有資格者数	救急標準課程を修了した職員数	5人	6人	6人	現在8人中5人が有資格者。1人増をめざし、現状維持に努める。
救助有資格者数	救助課程を修了した職員数	1人	2人	3人	
消防無線有資格者数	第2級陸上特殊無線技士を有する職員数	4人	5人	7人	
救命講習の受講人数	AED*講習・普通救急講習を実施した回数及び受講人数(延べ)	3回 58人	4回 60人	5回 70人	
消防団員数	消防団員の実員数	43人	45人	45人	
消防訓練の実施設数	消火・避難・通報訓練を実施した施設数	11施設	20施設	38施設	
防火対象物の指導件数	旅館・飲食店の立ち入り検査件数	3件	9件	12件	

* AED：日本語では「自動体外式除細動器」といいます。突然心臓が止まって倒れてしまった人の心臓のリズムを、心臓に電気ショックを与えて正しいリズムに戻し、蘇生するための治療機器です。

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

30 交通安全

現状

- 近年、自家用車の普及により、交通事故が増加傾向にあり、本町でも、通過車両が増加するとともに、道路の改修が進むにつれてスピードも出しやすくなるなか、交通事故が増加しないか懸念されています。
- 関係機関・団体、地域が連携し、交通安全の意識づくりを高める取り組みが進められています。

基本的な考え方 交通事故が発生しにくい環境を整え、運転手や歩行者の交通安全意識を高め、交通事故防止に努めます。

取り組み内容

課 題	施 策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢化や交通量の変化にともない、歩道や道路標識などの交通安全施設の整備が必要です。 	<p>1 交通事故を未然に防ぐ環境づくりを進めます</p>	<p>① 交通安全施設の設置要請</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通安全推進関係の組織の見直しが必要です。 	<p>2 交通安全を推進する体制を充実します</p>	<p>① 地域、職域などでの交通安全運動の推進 ② 交通安全広報車の更新</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通安全に対する意識の低下とともに、運転手・歩行者双方のマナーが低下しつつあります。 ■ 特に、高齢者や子どもを対象に交通安全意識を高めることが必要です。 	<p>3 交通安全に心がける意識づくりを進めます</p>	<p>① 高齢者や女性、若者を対象とした啓発活動の推進 ② 交通安全指導員や剣淵町交通安全協会などによる啓発活動、交通三悪(飲酒運転、暴走運転、無免許運転)撲滅運動の推進 ③ 広報紙、交通安全新聞などの活用による意識啓発 ④ 事業所や学校、保育所などでの交通安全教室の実施</p>

指標

指 標 名	説 明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備 考
交通安全への取り組みに対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	86.2%	88.5%	91.0%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
1年間の交通事故発生件数		3件	3件	3件	「土別警察署管内の交通事故発生状況調」により把握

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

31 防犯、消費者対策

現状

- 青色回転灯装着車による町内パトロール等により防犯意識の高揚に努めています。
- 本町では、犯罪などに関して大きな問題は発生していませんが、近年、都市型の犯罪が地方でも起こるようになり、また、高齢者を狙った悪質商法や詐欺なども増えているなか、防犯対策をより一層強化し、加害者や被害者を出さないまちづくりを進めています。

基本的な考え方 犯罪に遭わず安全安心に暮らせるよう、防犯意識を高めます。また、犯罪を防ぐ取り組みの促進や、生活環境の整備に努めます。

取り組み内容

課 題	施 策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会、地域住民の防犯に対する意識の高揚が必要です。 	<p>1 防犯を推進する体制を充実します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関・団体との連携による防犯活動の推進 ② 防犯灯の設置及び維持費助成による防犯環境の整備 ③ 防犯意識の高揚に向けた広報活動などの強化 ④ 児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害者にならないための知識の普及が必要です。 	<p>2 消費者対策を推進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 悪質商法や詐欺を防ぐための意識啓発（看板等の設置、パンフレット配布など） ② 士別市、剣淵町、和寒町の連携による消費生活に関する相談窓口の設置

指標

指 標 名	説 明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備 考
地域での防犯対策に対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	79.7%	82.5%	85.0%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
1年間の刑法犯の認知件数		14件	12件	10件	「士別警察署管内の刑法犯認知件数調」により把握
消費者相談の件数	消費者生活に関する相談件数	3件	7件	7件	



防犯パトロール車

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

32 土地利用

現状

- 名寄盆地に属する本町は、中央部には平地、東と西の両側に丘陵地が広がり、山林と農地が町域の約8割を占めています。
- 地球環境への関心が高まり、環境や生態系に配慮した土地利用が重視されています。
- 空き地、空き家、空き店舗、工場跡地のほか、耕作放棄地、管理を放棄された森林などが見られ、新たな産業環境や生活様式、さらには社会的な課題に対応できる土地利用が求められています。
- 農業のまちとして発展してきた本町では、今後も継続的な農業の発展と快適な住環境づくりが調和する土地利用を推進していくことが大切です。

基本的な考え方 それぞれの土地の利用区分に沿った適正な土地利用を進めます。

取り組み内容

課 題	施 策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地周辺は農用地に囲まれ、街中の一部には、農地と宅地が混在している箇所が見られます。 ■ 公共施設用地は、住民のニーズに合った公共サービスの提供ができるよう、計画性や環境への配慮を持ちつつ利用していくことが必要です。 ■ 未利用地の発生が多いなかで、有効利用が求められています。 ■ 山林や河川周辺など、自然が多く残されている土地については、生態系に配慮し土地利用、環境保全を進めていくことが必要です。 	<p>1 総合的な土地利用の指針を確立し、適正な土地利用を進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 未利用地の有効利用を図るための計画づくり ② 自然が多く残されている地域における環境に配慮した土地利用
<ul style="list-style-type: none"> ■ 農用地の地目の整理により、優良な農地を確保・保全していくことが必要です。 	<p>2 農業振興地域整備計画に基づき、農業地域の土地利用を進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業振興地域整備計画の更新
<ul style="list-style-type: none"> ■ 定住人口の拡大、生活の利便性の向上、産業の活性化などにつながる土地利用を進めていくことが必要です。 	<p>3 地域の活力を生み出す土地利用を進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 定住、移住を促進する土地利用の推進 ② コンパクトなまちづくりに関する長期的な視点での検討

指標

指 標 名	説 明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備 考
土地取引の届出件数	国土利用計画法に基づく、土地取引の届出件数	5件	5件	5件	

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

33 住宅、宅地

現状

- 町内には公営住宅、特定公共賃貸住宅や町有住宅などが約350戸あります。
- 平成13年度から着手した中央団地の公営住宅の建替えや、麦生団地の建設により、住宅環境の整備は一定程度進みました。
- 宅地の分譲地については、さわらび団地を造成し、持ち家建築の促進を図っています。
- 農村部では空き家が目立つようになってきています。
- 町(行政)では、ホームページで町内空き家住宅の情報を提供しています。

基本的な考え方 安全安心な住まいづくりを推進するとともに、住民のさまざまなニーズに応えることのできる宅地、住宅の供給に努めます。

取り組み内容

課 題	施 策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公営住宅の需要が続くなか、民間住宅や町有住宅も含めた供給を行っていく必要があります。 ■ 昭和42年～昭和48年建設の狭小な公営住宅が100戸以上あります。 ■ 耐震基準を満たさない昭和56年度以前建設の公営住宅の建替えが必要です。 ■ 昭和57年度以降建設分については全面改善、個別改善を順次進めていく必要があります。 	<p>1 公営住宅の建て替えを計画的に進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 昭和56年以前建築の公営住宅の建替え ② 昭和57年以降建設の公営住宅の改修(全面改善、個別改善を使い分けながら改修)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済情勢や人口の動き、住宅ニーズをふまえて、新たな用地の確保を検討することが必要です。 	<p>2 ニーズをふまえながら、宅地の供給に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 宅地造成に向けた新たな用地の確保
<ul style="list-style-type: none"> ■ UIJターン^{※1}などによる住宅ニーズが高まる一方、紹介できる住宅が少なく、民間空き家の活用を行うための仕組みづくりが必要です。 ■ 農地も合わせて希望する場合もあり、農業担当課、農業委員会との連携が必要です。 ■ 定住支援につながる取り組みをさまざまな視点から検討することが必要です。 	<p>3 定住の促進につながる住宅の取り組みを進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 定住を促進する事業(住宅の補助、固定資産税相当分を数年間補助など)の検討 ② 宅地・住宅情報の収集・提供体制の強化(ホームページなどによる空き家情報の充実) ③ 空き店舗への定住の促進 ④ 定住促進に向けた新たな事業の研究、推進体制の強化

※1 UIJターン：地元から一度離れ、再び地元に戻る「Uターン」、地元から離れ、地元の近くの中規模な都市へ移住する「Jターン」、都市から地方へ(あるいは地方から都市へ)移住する「Iターン」をまとめて表現した言葉です。

指標

指 標 名	説 明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備 考
一般住宅の建築確認の申請件数	一般住宅建築物に係る建築確認申請(4号)の件数	4件	7件	7件	
公営住宅のバリアフリー化率	公営住宅のうちバリアフリー ^{※2} 化された住宅の割合	27.5%	45.0%	50.0%	
耐震診断等の実施	剣淵町が行う無料耐震診断の件数	0件	5件	5件	
耐震化率	全建築物のうち耐震化された住宅の割合	58.3%	90.0%	90.0%	
宅地分譲用地区画の保有数	既存及び新規造成の宅地分譲用地区画の保有数	既存1区画	既存0区画 新規6区画	0区画	5年後までに新規造成を進め、造成分は短期間内に販売完了をめざす。

※2 バリアフリー：高齢者や障がい者、子ども等にとって障害(バリア)となるものをなくす(フリー)ことです。

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

34 水道

現状

- 本町には水道施設として、湧水、表流水及びダム放流水を水源とした簡易水道施設2か所と、湧水や深井戸を水源とした地区飲料水供給施設9か所があります。
- 平成21年度に西岡ダムが完成し、ダムからの放流水による取水が開始され、水源の確保により安定した飲料水の供給が図られています。
- 現在、簡易水道事業で給水している割合は69%です。

指標

指標名	説明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備考
水資源の確保や水道の整備に対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	83.6%	86.0%	88.5%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
水道の普及率	簡易水道の普及率(簡易水道給水人口/総人口×100)	69.0%	70.0%	70.0%	

基本的な考え方 快適な住環境を整えるため、効率的な運営と安全で安定した飲料水の供給に努めます。

取り組み内容

課題	施策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区飲料水供給施設では、人口の減少や高齢化により地域での安定供給が難しくなることも予想されるため、その対応の検討が必要です。 ■ 町全体の水需要の動向などを見極めながら、将来にわたり、安定した水の確保と安全な飲料水の供給に努めていく必要があります。 ■ 簡易水道事業区域の拡張等の検討が必要です。 	<p>1 安全で安定した飲料水の供給に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 水源の保全に向けた啓発活動 ② 簡易水道事業区域外の飲料水供給施設整備への支援 ③ 飲料水供給施設における飲料水の衛生対策の強化 ④ 水道施設の計画的な整備による給水体制の維持 ⑤ 老朽管の布設替えの促進 ⑥ 災害時に対応した給水体制の確立 ⑦ 簡易水道事業の拡張地区の調査
<ul style="list-style-type: none"> ■ 浄水施設や配水施設等において老朽化が進み、計画的な更新事業と将来に備えた効率的な運用が必要です。 	<p>2 効率的な水道事業運営に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設の維持管理体制の強化 ② 水道施設の更新事業に備えた適正な料金の設定

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

35 景観、環境美化

現状

- 本町には、丘陵地と田園が織りなす美しい景観があります。
- 市街地では、商店の外観や看板の更新、歩道の整備などにより、統一した景観づくりを行いました。
- 平成19年度に始まった農地・水・環境保全向上対策事業により、環境を重視した農業が進み、その一環として農村の景観が向上しました。
- 自治会と職場単位で春の全町一斉クリーン作戦が行われるほか、毎月1日のクリーンデー、花いっぱい運動など、町全体で環境美化に取り組んでいます。

指標

指標名	説明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備考
街並みや景観の向上に対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	75.6%	77.5%	80.0%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
環境美化活動への参加人数	全町クリーン作戦の参加人数	1,135人	1,150人	1,150人	

基本的な考え方 花や田園の要素を取り入れ、彩を添えるまちづくりを進めます。

取り組み内容

課題	施策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 花いっぱい運動は剣淵高等学校との連携が不可欠であり、継続が必要です。 ■ 花づくりの委託育苗農家が減少傾向にあります。 	<p>1 住民による環境美化や花いっぱい運動などを促進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① まちの景観について考える場や機会の拡充(剣淵のみどころ景観の募集、広報への掲載など) ② 自治会と職場単位で、全町一斉クリーン作戦、花いっぱい運動などの継続 ③ 花づくりを担う体制の確保(花づくり農家の確保) ④ 景観作物を奨励する取り組みの推進
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地区では、店舗の空洞化による空き地が増えています。 ■ 商店街における閉店店舗の美化が課題となっています。 	<p>2 花や緑以外の景観についても考え、向上します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① “絵本の里”づくりとしてのイメージ、景観について考える場や機会の充実 ② 街並み整備事業の推進と住宅補助施策の検討 ③ 空き地、空き店舗、空き家に関する総合的な景観保全対策の実施 ④ 地域での景観保全や景観づくり活動の促進(農村部、市街地)



農村風景

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

36 道路

現状

- 本町では、南北に通る国道40号をはじめ、国道239号及び道道7路線と町道からなる道路網が構成されています。
- 北海道縦貫自動車道「土別剣淵インターチェンジ」ができ、町外からのアクセスが良くなりました。
- 道道温根別剣淵停車場線、町道西3丁目線の歩道の改修をバリアフリー^{※1}仕様で施工したことにより、歩行者にとってやさしい道づくりが進みました。
- 街並み整備事業等により、歩行者が利用しやすいように環境整備を行いました。
- 道路の改良化率、舗装化率ともに非常に高い水準にあります。積雪寒冷地という厳しい自然環境のなかで、凍上による舗装の劣化や除雪作業による路面や縁石の痛みが進んでいます。
- 除雪については、民間業者に全面委託を行っています。

※1 バリアフリー：高齢者や障がい者、子ども等にとって障害(バリア)となるものをなくす(フリー)ことです。

基本的な考え方 幹線道路の自歩道の整備を進めるとともに、既存舗装道路の改修を進めます。

取り組み内容

課題	施策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自転車通学の安全確保、特に道の駅「絵本の里けんぶち」までの歩道の確保が必要です。 ■ 老朽化が進む自歩道の改修が必要です。 	<p>1 自転車や歩行者も安全に利用できる地域幹線道路の整備を促進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 町道東剣淵線から道の駅「絵本の里けんぶち」への国道40号の自歩道整備の促進 ② 道道温根別ビバカルウシ線(元町東3丁目～剣淵橋間)の自歩道整備の促進 ③ 北海道縦貫自動車道の通行車両を地域の活性化に結びつける取り組み(駐車場、スマートインターチェンジ^{※2}の設置要望など) ④ 橋梁の計画的な改修
<ul style="list-style-type: none"> ■ 老朽化した舗装道路や歩道の改修が今後重要です。 ■ 改修工事の実施にあたっては、国や道からの補助金・交付金の活用が必要です。 	<p>2 老朽化した町道の維持管理と環境整備に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 未改良道路の改良舗装の推進 ② 老朽化した舗装道路の改修整備 ③ 道路側溝などの道路環境整備
<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等のバリアフリー化を引き続き進めていくことが必要です。 ■ 緑化など潤いを感じられる道路づくりが必要です。 ■ 公共施設への案内標識の充実が求められています。 	<p>3 人にやさしい道路環境をつくります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 街路樹や植樹帯の設置推進 ② 歩道の設置と既存歩道の拡幅整備 ③ 段差解消など高齢者や障がい者に配慮した歩道の整備 ④ 道路案内標識の設置
<ul style="list-style-type: none"> ■ 除雪を委託した業者では、除雪機械を計画的に更新していくことが難しいため、その対応が必要です。 ■ 主要な歩道の除雪が求められており、機械の確保、体制の充実を図っていく必要があります。 	<p>4 安全で迅速な除雪体制(民間委託)を維持します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 除雪機械の計画的な更新 ② 歩道除雪体制の充実 ③ 除排雪体制の強化

指標

指標名	説明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備考
道路や歩道の整備に対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	78.4%	81.0%	83.5%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
道路や歩道の除排雪に対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	73.1%	75.0%	77.5%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
改良化率	町道全路線延長のうち改良された町道の割合	76.1%	76.6%	77.1%	
舗装化率	町道全路線延長のうち舗装された町道の割合	66.7%	67.2%	67.7%	

※2 スマートインターチェンジ：高速道路の本線上、サービスエリア、パーキングエリア、バスストップに設置されている、ETC専用のインターチェンジです。

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

37 公共交通

現状

- 本町には公共交通機関としてJR宗谷本線と路線バス(道北バス名寄線・旭川～名寄間)、都市間バス(高速なよろ号・札幌～名寄間)、町営過疎バス等があり、必要に応じて、関係機関等へ要望、要請を行い、周辺住民を含む利便性の向上が図られています。
- JR宗谷本線は、快速列車が停車する剣淵駅を含め町内には3つの駅があります。
- 町内各所に停留する旭川・名寄方面への路線バスのほか、道の駅「絵本の里けんぶち」に停留し札幌方面へ直行する都市間バスがあり、近隣の住民も利用しています。
- 町内の交通手段としては町営過疎バスのほか、スクールバス、温泉バスなどが利用されています。
- 全車両乗降しやすいバスを導入したほか、バスの小型化、利用者に応じた運行路線・本数の見直し、より利用される場所への待合施設の移設などを行い、利便性の向上に努めています。

基本的な考え方 公共交通機関の継続的な運行を働きかけ広域的交通手段を確保します。また、町内のさまざまな移動ニーズに対応できる環境づくりに努めます。

取り組み内容

課 題	施 策	施策を進める事業
■ 広域的な公共交通手段の確保が必要です。	1 本町と町外を結ぶ交通手段の維持に努めます	① 路線バス(道北バス名寄線)継続運行の要請及び路線維持事業の継続
■ スクールバス(大型2台)の更新、小型化が必要です。 ■ 利用ニーズに応じて、運行路線や本数を見直していくことが必要です。	2 町内を結ぶ交通手段の充実に努めます	① 町営過疎バス、スクールバスの更新 ② 町営過疎バス、スクールバスの運行路線・運行本数の見直し
■ 高齢者等に配慮した交通手段の確保が必要です。 ■ 待合施設の老朽化にともなう更新が必要です。	3 交通手段を利用しやすくする環境を向上します	① バス待合施設の計画的な更新 ② 地域の実情に沿った交通システムの検討

指標

指 標 名	説 明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備 考
鉄道・バスの利用しやすさに対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度の割合	62.1%	65.0%	67.5%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
バスの利用人数	町内バス路線の年間利用人数(3路線一般利用人数)	6,681人	6,700人	6,700人	

第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる

38 情報通信

現状

- 情報通信基盤として、ADSLなどのブロードバンド^{※1}の整備により、情報通信を利用する環境整備が進んでいます。
- 本町では、防災行政無線を日々の通信手段として利用しているほか、北海道総合行政情報ネットワークにより、北海道(上川総合振興局)、気象台から気象情報がファックスで提供され、気象警報発表時には台風や大雨などの警戒情報を住民に周知し、災害の予防に努めています。
- 営農・気象情報については、ファックスで各農家に提供をしています。
- 平成21年度に町のホームページがリニューアルし、住民や町外者からも見やすい画面になりました。

※1 ブロードバンド：通信データを高速で送信することができるインターネット接続サービスのことです。

基本的な考え方 情報通信基盤の有効活用、関係機関とのネットワークにより、必要とされる情報をより迅速に発信できる体制づくりを推進します。

取り組み内容

課 題	施 策	施策を進める事業
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地上デジタル放送への移行にともない、受信環境を整えていくことが必要です。 ■ 地域によっては情報通信基盤の利用環境に差があるため、町全体として向上するよう努めていくことが必要です。 	<p>1 町内の 情報通信基盤整備を 促進します</p>	<p>① 情報通信基盤の整備促進(光ファイバー^{※3}など)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ インターネットなど情報通信技術の普及にともない、有効に活用することが求められています。 ■ 町(行政)と住民を結ぶ防災行政無線を身近な情報通信手段として活用することが必要です。 	<p>2 既存の 情報ネットワークを 有効に活用します</p>	<p>① 町(行政)及び関係機関の情報通信機能の向上 ② 情報通信技術を活用した関係機関(警察、学校、農業、商工業、福祉関連等)相互の情報ネットワークの充実 ③ 防災行政無線の活用</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報通信技術の活用とともに、使いこなせる知識や技術を普及することが必要です。 ■ 情報機器を持たない住民に対する情報提供も合わせて行わなければならない、情報のバリアフリー^{※2}化が課題となっています。 	<p>3 情報通信技術を 活用できる人づくりを 進めます</p>	<p>① 情報通信に関する講座、教室の開催</p>

※2 情報のバリアフリー：障がい者や高齢者が、インターネットなどを利用する際に起こりうるさまざまな障がいを取り除くことです。

※3 光ファイバー：ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通す通信ケーブルです。通信速度が速く、安定した通信ができます。

指標

指 標 名	説 明	現状の数値	5年後の目標	10年後の目標	備 考
ホームページへのアクセス数	町ホームページへのアクセス数(月平均)	8,436件	9,000件	9,000件	